

1 総則

(1) 適用範囲

本仕様書は、本庄市（以下「発注者」という。）が実施する「本庄駅北口駅前広場等再整備方針検討業務委託」（以下「本業務」という。）に適用するものであり、請負者（以下「受注者」という。）が本業務を実施するにあたり必要な基本的事項を定めたものである。

(2) 業務計画

受注者は、本業務の着手及び完了にあたり、下記の関係書類を発注者に提出し、承認を得るものとする。また、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、承認を受けなければならないものとする。

- ① 業務実施計画書
- ② 業務工程表
- ③ 委託業務完了通知書
- ④ 成果物引渡書
- ⑤ その他発注者が指示する関係書類等

(3) 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、地権者や民間事業者への接触前、成果品納入時等を基本としながら、必要に応じて随時行うものとし、協議後、受注者は速やかに記録簿を2部作成し、各々確認の上保有する。

(4) 法令等の遵守

本業務の遂行に当たっては、本仕様書によるほか、関係法令・計画等を遵守しなければならない。

(5) 各種法令等に関する手続き

本業務の遂行上、必要となる各種法令等に関する手続きは、原則として受注者が行うものとする。その際、円滑な手続きを目的として受注者は発注者に協力を求めることができる。

(6) 関係官公署の情報収集等

本業務を行うに当たっては、国土交通省をはじめ国・県等の最新動向及び他の地方公共団体の取り組みも含めた最新情報を収集し、本業務に適用できるか等の調査及び分析を適宜行うこととする。

(7) 損害賠償

本業務中に生じた事故等や第三者に与えた損害については、受注者の責任において解決するとともに、その顛末を迅速に発注者に報告するものとする。

(8) 守秘義務

受注者は、本業務の遂行により知り得た情報を発注者の承認を得ずに目的外に使用してはならない。また、本業務の完了後においても同様とする。

(9) 個人情報の保護

受注者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等関係法令を遵守し、適切な個人情報管理体制とセキュリティ体制を担保して、本業務を進めなければならない。

(10) 成果品の瑕疵

納品後、成果品に瑕疵が発見された場合は、受注者は、発注者の指示に従い改訂等必要な処理を行わなければならない。なお、瑕疵に対する処理経費は、受注者が負担するものとする。

(11) 成果品の帰属

本業務で作成した成果品及び各種データは、全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

(12) 成果品の検査・納品

受注者は、成果品とともに業務完了報告書を提出し、管理者立会いの上、発注者の検査を受けるものとする。また、各成果品(中間成果品を含む。)の検査日及び納品日については、発注者の指示に従うものとする。なお、指摘事項がある場合は、速やかに修正を行い、再検査を受けるものとする。

(13) 貸与資料

発注者は、本業務遂行の上で必要となる図書その他関係資料を受注者に貸与するものとする。

受注者は、図書その他関係資料の貸与を受ける場合は、借用書を提出し、業務完了後直ちに発注者に返還するものとする。なお、貸与資料は、その重要性を認識し、取扱い及び保管に十分注意するものとする。

(14) 一括再委託の禁止

本業務の全部を第三者に委託してはならない。なお、本業務の一部の再委託を行う場合には、内容及び再委託事業者について予め発注者の承諾を得るものとする。

(15) 疑義

本仕様書に定めなき事項又は仕様書について疑義が生じた場合には、発注者と受注者でその都度協議し、決定するものとする。

2 業務の目的

市では、JR高崎線の本庄駅を核とし、その北口駅前と周辺道路の整備を実施事業の柱とする「本庄駅北口周辺整備基本計画」（以下「計画」という。）を策定し、令和4年2月に公表している。

計画では、北口駅前広場と隣接する民間所有地とを合わせた約2ヘクタールを「駅前街区」とし、その整備に向けた基本方針を「子ども達の声でにぎわい、全ての世代が安心して過ごせる空間づくり」としたうえで、周辺道路の整備とあわせ、必要な施策の実施を通じ、定住人口の増加とにぎわいの創出を目指すこととしている。

過年度において、市街地再開発事業により公共施設及び施設建築物の一体的整備を行うことを前提に検討を行ったが、建設費の高騰等を理由に現時点での事業成立が困難と判断されたところである。

本業務では、計画及び過去に実施した検討の成果等を踏まえた上で、安全性・利便性に課題のある駅前広場等の先行的整備について、事業化に向けた検討を行うことを目的とする。

3 関係区域

本業務に関係する駅前街区は、別表1に示す区域とする。

4 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結の日から令和8年3月27日までとする。

5 業務概要

本業務の概要は以下のとおり。

- (1) 実現方策検討
- (2) 地権者説明会開催支援
- (3) 交差点解析
- (4) 関係機関協議支援
- (5) 報告書作成
- (6) 打合せ協議

6 業務内容

(1) 実現方策検討

ア 駅前広場等の検討

駅前広場では人と車の交錯、送迎車の滞留等が発生しており、またバリアフリーの課題も存在することから安全性、利便性の確保が求められる。これらの現状及び「(3) 交差点解析」の結果を踏まえ、次の検討を行う。

(ア) 施行区域の検討

可能性のある案として3案程度を検討する。また、3案それぞれについて、以下の(イ)～(エ)を1案ずつ検討する。

(イ) 駅前広場の配置及び道路ネットワークの検討

(ウ) 平面計画図の検討

(エ) 事業フレームの検討

概算事業費の算定、収入計画の検討、事業手法の検討、施行前後単価の設定及び減歩率の算定（土地区画整理事業の場合）を行う。

イ 本庄郵便局北東交差点改良の検討

「(3) 交差点解析」の結果を踏まえ、本庄郵便局北東交差点の改良案の平面計画図を作成し、概算事業費を算出する。

(2) 地権者説明会開催支援

(1) 実現方策検討の報告を行うため、地権者説明会の企画、資料作成、資料説明及び議事録作成を行う。なお、回数は2回を想定し、地権者説明会の参加者及び日程の調整は、発注者が行う。

(3) 交差点解析

ア 交通量調査

駅前広場等の周辺の道路ネットワークや駅前広場の配置の検討に使用するため、調査地点、調査方法等を記載した作業実施計画書を作成した上で、現況交通量の実態調査を行う。なお、調査方法等は下記の通りとし、駅前広場の利用実態調査は含まないものとする。

- ・調査日：平日1日、7時～19時の12時間調査
- ・調査箇所：主要交差点3か所（下図参照）
- ・調査内容：自動車方向別調査、歩行者・自転車方向別調査、信号現示調査



(交通量調査対象)

イ 方向別交通量の算出

アで調査した結果に基づき、対象交差点3か所における方向別交通量を集計し取りまとめる。

ウ 交差点解析

発注者が別途指示する道路ネットワーク再編の条件に基づき、将来予想される方面別の交通量を設定し、アで調査を実施した交差点について道路ネットワーク再編後の交差点解析を行う。なお、将来の開発等に伴い発生する交通量は考慮しないものとする。

(4) 関係機関協議支援

駅前広場及び道路配置について、将来管理者や地元警察署との協議を行うための資料作成及び協議参加並びに議事録作成を行う。なお、回数は2回を想定する。

(5) 報告書作成

検討結果を報告書として取りまとめる。

(6) 打合せ協議

初回及び納品時に加え中間2回の打合せ協議を行う。

7 成果品等

成果品等は、次のとおりとする。

- ①報告書（概要版を含む。） 2部
- ②報告書の電子データ

成果品は、電子データ（Word、Excel、PowerPoint 及びそれに類似するもの）で作成し、電磁的記録媒体（CD-R 等）により提出すること。 1式

- ③その他本業務実施時に作成した文書類、制作物等 1式

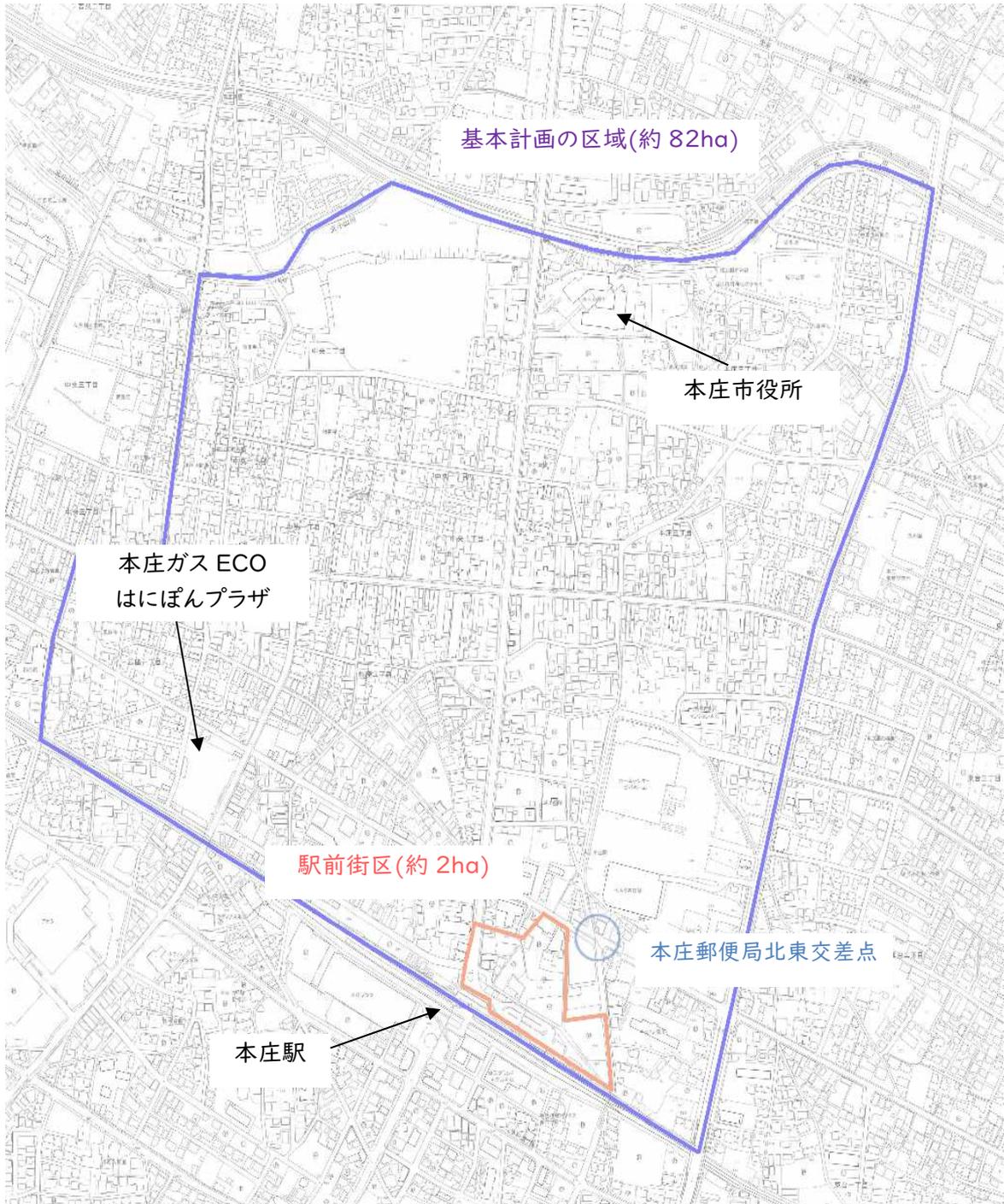
- ④成果品のほか、業務実施に際して中間報告書等が必要となる場合には作成・提出する。

なお、内容や提出時期といった詳細については、本業務の進捗状況を踏まえ発注者との協議を行うものとする。

8 その他

計画の対象区域全体のまちづくりをより効果的・戦略的に進めるため、本市が別に発注する「本庄駅北口周辺まちなか再生方針検討業務委託」の検討内容と連携を図り、本業務を実施すること。

【別表1 関係区域】



※本図面における駅前街区は、本庄駅北口周辺整備基本計画にて示す約 2ha の区域を指す。